

# 柳瀬中学校いじめ防止基本方針



令和4年10月改定  
所沢市立柳瀬中学校

# 所沢市立柳瀬中学校 いじめ防止基本方針

## I 基本的な考え方

柳瀬中学校では、いじめはいつでも、どこでも、誰にでも起こる問題と考えています。

この問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要です。

その実現のためには、学校、保護者がいじめ対応の基本姿勢を共有し、緊密な連携のもと、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければなりません。また、全国で発生したいじめ重大事件を教訓に、いじめ撲滅に向けた新たな考え方でいじめ問題の対策を講じる必要もあります。

そこで、柳瀬中学校では、以下の姿勢・考え方のもと、すべての生徒が安心して楽しく学べる学校づくりをより一層推し進めていきます。

## II いじめの定義

「いじめの定義」については、いじめ防止対策推進法の規定によるものとする。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等「当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。 【いじめ防止対策推進法 第2条】

## III いじめの理解

いじめの理解については、共通の認識をもって対処するものとする。

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる。とりわけ嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。いじめが加害・被害という二者関係だけではなく、学級や部活動等の所属集団の構造上、「観衆」

としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成させるようにすることが必要である。

上記を踏まえ「けんかやふざけ合いであっても、見えない場所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」ことが大切である。

## IV 学校の取組

### 1 組織

(1) 名称 いじめ防止推進委員会

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、相談員、いじめ加害者担任、被害者担任、スクールカウンセラー、関係諸機関 等

### 2 いじめの防止（未然防止のための取組み）

(1) 基本的な考え方

いじめを未然に防ぐためには、友達や教職員と信頼できる関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることが前提となる。生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる集団づくり、学校づくりを行っていくことが必要である。そうすることで集団の一員としての自覚や自信が生まれ、互いを認め合える人間関係を作り出していくと考えるからである。

(2) 「居場所づくり」・「絆づくり」のために

生徒の望ましい人間関係を育むために以下のことに取り組んでいく。

- ① 生徒が主体となり、お互いの人権を尊重する意識の高揚を図る。
- ② 道徳教育を通して生徒の豊かな心を育て「いじめをしない、させない」心を育てる。
- ③ 学活の時間を通して SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）などの適応指導を行う。
- ④ G I G A スクール構想における一人一台端末の普及にあたり、更に情報モラル教室の充実を図り、SNSなどを適正に使用する能力態度を養う。
- ⑤ 情報モラル講習会については、保護者にも周知し参加を促す。
- ⑥ 東日本大震災により被災した生徒に対する配慮を行う。被災した生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分に理解し、当該生徒への心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら被災生徒への配慮を理解させる。
- ⑦ 定期的に二者相談や三者相談を実施して、生徒の悩みに耳を傾ける。

### (3) 教育相談の充実

#### 生徒が相談しやすい校内体制の工夫

相談週間を設定し、生徒が相談する時間帯や場所などを工夫するとともに、生徒が自身の思いを表現できる環境づくりに努める。また、定期的に派遣されるスクールカウンセラーとの相談活動を保護者、生徒に周知し、計画的に実施できるようにする。

### (4) 「わかる授業づくり」のために

#### 生徒に分かる楽しさや学ぶ喜びを体感させるため以下のことに取り組んでいく。

- ①授業を大切に作る姿勢を育てる。
- ②授業規律を守らせる。
- ③研究授業を通して教師一人一人の授業力の向上を図る。
- ④学校公開などを通して授業を公開する。

## 3 早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て）

### (1) 基本的考え方

日頃からの生徒の見守りや信頼関係作りに努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

### (2) いじめの早期発見のための措置

- ①二者相談や三者相談、「こころのアンケート・いじめ実態把握」（学期に1回）、QUテストを実施して、生徒の悩みや相談に真摯に耳を傾ける。
- ②定期的に教育相談部会を開き、情報を共有する。
- ③小中連携し、生徒の小学校での情報を共有する。
- ④教師間だけでなく、相談員、スクールカウンセラーや養護教諭からの情報も活用し生徒の情報を共有する。
- ⑤保護者の役割を明確にして啓発するとともに、連携を図る。

#### 各家庭の役割

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○いじめをしてはいけないことを教える。</li><li>○いじめを受けた場合、保護する。また、学校を含めた関係機関と連携を図り、解決に向け協力体制を構築する。</li></ul> |
|---|

### (3) 教職員の指導力の向上

教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する力の向上を図る。そのために、埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック

I's 2019」や所沢市「いじめ対応マニュアル」を活用して校内でのいじめや暴力行為の防止に関する研修を実施し、すべての教職員の資質能力の向上を図り、共通理解をすすめるとともに、個々の生徒への指導の充実を図る。

(例) 好意から行った行為が意図せず相手側を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能だが、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有する。

## 4 いじめへの対処

### (1) 基本的な考え方

生徒の安心・安全を守ることが全てに優先する。

いじめ発見の通報を受けた場合には、一人の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することが大切である。また、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する必要がある。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

さらに、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応に当たることも考慮する必要がある。

### (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめる側の生徒には、全職員が毅然とした態度で指導する。

- ① 指導に従わなかったり、状況が改善しなかったりした場合は、別室での指導も考慮する。
- ② 重大な事態が発生した場合は、教育委員会に即座に報告するとともに、指示を仰ぎながら、文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」および所沢市「いじめ対応マニュアル」に沿って、警察などの関係機関と協力して指導に当たる。
- ③ いじめという言葉に対して敏感に反応する生徒もいるので、保護者、本人からも話を聞き十分に配慮し、慎重に対応する。

### (3) いじめられた生徒への指導又はその保護者への支援

いじめられた生徒の安全を確保するため「いじめ防止推進委員会」が組織として対応する。

- ① 事実関係の聞き取りを行い、プライバシーの確保に注意する。

- ②家庭訪問等で保護者に迅速、確実に事実関係を伝える。
- ③いじめられている生徒が落ち着いて生活できる環境を整備する。
- ④いじめられている生徒に寄り添い、心のケアを含めた支える体制を作る。

#### (4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ①事実関係の聞き取りを行い、いじめが確認されたら、それを止めさせる。
- ②家庭訪問等で保護者に迅速、確実に事実関係を伝え、協力を依頼する。
- ③いじめの不当さを認識させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④いじめた生徒の抱える問題などいじめの背景にも目を向ける。

#### (5) いじめの解消

いじめの解消は単に謝罪をもって解消とはせず、いじめは「解消している」状態とは少なくとも再発を防止するための措置が講じられなければならない。次の要件が満たされている必要があり、これらの条件が満たされていても必要に応じ、ほかの事情も勘案して判断するものとする。

##### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）が止んでいる状態が相当な期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重要性から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校の「いじめ防止推進委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当な期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。その時点で、行為が止んでいない場合は、改めて、相当な期間を設定して、状況を注視していく。

##### ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校の「いじめ防止推進委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、実行する。

※いじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

※卒業をもって直ちに「解消しているもの」と判断することがないようにする。

#### (6) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせる必要がある。また、はやしたてるなどの行為をした生徒には、その行為がいじめに加担する行為であることを理解させる必要がある。

#### (7) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等に対しては、直ちに削除する措置をとる。必要に応じては、警察などの関係機関に通報し、適切に援助を求める。

### 5 地域や家庭との連携

#### (1) 保護者・地域との連携と啓発

学校生活の様子を保護者会や学校だより、学年・学級通信等で積極的に発信し、学校と保護者・地域が一体となっていじめ防止に取り組んでいく。

また、情報モラル講習会に保護者の参加を促したり、保護者会の際に情報モラルに触れたりするなど保護者の啓発にも取り組んでいく。新入生保護者説明会、保護者会等で「いじめ防止基本方針」に周知し、ホームページにも掲載し広く発信していく。

#### (2) 校種間及び関係機関との連携

小中連携の視点からも情報交換を密にして、学校間の円滑な接続を図る。特に、小学校卒業時における確実な情報交換を図る。

また、警察や教育委員会、所沢市立教育センター、子育て相談センター、児童相談所等とも連携して情報を共有していく。

## 6 重大事態への対処、判断

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

### (1) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに所沢市教育委員会に報告する。

### (2) 調査の実施

校内いじめ問題調査組織を設置し、調査を実施し、客観的事実を明確にし、文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」および所沢市「いじめ対応マニュアル」に沿って、警察などの関係機関と協力して対応する。

### (3) 調査結果の提供及び報告

#### ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明を行う。これらの情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

#### ② 調査結果の報告

調査結果について、所沢市教育委員会に報告する。